

【ご意見等】浜田市の公文書作成のルール化について(R4.11.29 受付)

いつもお世話になり、ありがとうございます。本日は、浜田市の公文書作成のルール化に関してお願いがありメールを差し上げます。

これまで、市政の課題ではないかと考えることについて、何度か浜田市議会へ陳情書を提出してきました。その中で採択下さった件については、議長名で執行部へ善処要望を出して下さっています。議会でも、「要望を出して終わりではなく、その後フォローしましょう」といった話もありましたが、なかなか具体的に進んでいないように思います。議会は市民の代表の集まりであり、各委員会で審査された結果採択された陳情というものは、陳情者のみが「市の課題である」と考えているのではなく、委員会としても「市の課題であり、対応が必用」という判断をなさったと理解しております。議長からの「採択された陳情についての善処要望」を執行部が受け取った場合、担当課、担当係へ送付されますが、ある件について「係、課長、部長で協議したが、市としては特に何も変えないと決めた。」と言われました。浜田市として何もしないことを決めるとしても、協議の記録は残すべきですが、「いつどなたのどういう意見があったのか」記録も無く、説明もできないとのこと。これは、市民の代表の要望を、あまりにも軽く扱っていると感じ、「議会軽視ではないのですか」と問うと、「議会を軽視したりしない」「議会からの要望は重たいものだ」とおっしゃいました。言葉では「重たい」としながら、扱いはそうになっていなくて、本当に残念な思いです。

これは、陳情審査の結果の善処要望に限らず、議会から執行部への申し入れや要請、要望についても同じことが起こり得ますし、すでに起こっていると思います。こうした現状についての考え方や、市ができる取組み内容等、執行部に提案し、解決に努めてもらうことは出来ないのでしょうか。

市民が市政に関心を持ち、自分たちの代表である議会へ陳情書を書き、議会も「市の課題であり、善処されるべき」と考えて執行部へ善処要望を行うというのは、協働のまちづくりのひとつの形であり、決して軽く扱われてよいものではないと考えます。執行部も真剣に向き合う必要があり、協議や検討をしたというのであれば、きちんと公文書を作って記録しなければ、自らが決めた（意思決定した）ことについて、経緯を正しく説明できない例も多く、説明責任が果たせない状態が続いています。あるべき姿ではないし、公文書作成のルールがないのが原因なのであれば、議会が議論し、他の自治体の例も参照して条例をつくることもできるはず。市の意思決定の過程を知ることができないようでは、議会も市民も困ります。

現状では、議会や市民から要望を受けたことについて、「検討はした」「記録がないのできちんと説明できない。」といった回答が何度も行われていますが、決定の過程を説明できないことが問題視されていないことが問題ではないでしょうか。

ぜひ、浜田市が公文書作成のルールを作り、そのルールに従って必要な事務処理が行われるよう、議会としても議論していただけないでしょうか。以前そうした陳情について総務文教委員会で審査された際、「島根県が公文書の作成に関する条例を定めているのは、県は公文書センターを建設したのでその運営のためだ。」というニュアンスの誤った説明を総務課が行っていましたが、島根県が公文書の作成に

関するルールを作ったのは、「国の公文書管理法にもとづき、自治体の意思決定の過程を将来にわたり検証説明できるようにしておくため」です。公文書センターの有無は関係ありません。

今の浜田市では、意思決定に関し、協議等の記録を作らなければならないルールが存在しないから作っていないということです。公文書作成のルールを定めている自治体はいろいろあります。

市は次々に多くの意思決定を行います。それらはすべて、意思決定の過程を検証、説明できて然るべきと思います。意思決定の過程で、判断材料が不十分な状態で議論が行われていたり、結論を出していれば、後からでも立ち戻る必要があるかもしれません。

議会には行政のチェックを行うという重要な役目もあります。「記録しなくてよいから記録は無い」という状態では、チェックしようがありません。議会や市民が市の決定について理解しやすくなり、協働のまちづくりの推進に資するためにも、ぜひルール化の方法について検討していただけないでしょうか。

お忙しいところ恐れ入りますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

【回答】浜田市の公文書作成のルール化について（R4.12.26 回答）

いただいたご意見を拝読しました。市が文書を作成する際のルール化を検討するように働きかけてほしいという内容だと理解しました。

ご指摘のように、「浜田市事務処理規則」には、法律に規定されているような文書作成の考え方に相当する内容が明記されていません。

総務課に確認したところ、執行部としては、国と同様の考え方で文書を作成すべきと考えており、現在、文書による事務処理をすることが原則であるという考え方を共有し、適正な事務処理の徹底を図るための取組として、全職員を対象とした文書事務研修を開催し、まずは職員の意識付けを図っているとのことでした。

陳情書が提出され、議会の所管委員会が採択したことを、執行部としても重く受け止め、業務改善に向けた取組を進めているものと考えております。